

# スイミングランド利用約款

## 1. 施設利用

### 第1条(利用約款の厳守)

- (1) 会則に定めない本クラブの運営事項については、会社は利用約款(以下「本約款」といいます。)にて別途定め、会員ならびに親権者に対し本クラブ入会時に要旨等を十分に説明のうえ1部を交付するものとします。
- (2) 会員ならびに親権者は、本クラブの施設利用に際して会則のほか、本約款を厳守し、本クラブ内では従業員の指示ならびに会社が別途定める諸規則に従っていただくものとします。

### 第2条(施設利用範囲と会員種別毎の利用可能時間)

- (1) 会員ならびに親権者は会社が定めた本施設ならびに提携施設を利用することができます。

(利用できる施設の範囲)

- ① スイミングプール
- ② 体操場
- ③ 更衣ロッカー室
- ④ その他会社が認めた施設

- (2) 本約款第11条にて定めた営業時間のうち、各会員種別による利用可能時間・曜日は次のとおりといたします。

- |            |          |                         |
|------------|----------|-------------------------|
| ① キッズクラス会員 | 火～土曜3クラス | 体操 15:30～受講 15:45～16:45 |
|            | 火～土曜4クラス | 体操 16:30～受講 16:45～17:45 |
| ② ベビークラス会員 | 火～金曜5クラス | 体操 17:30～受講 17:45～18:45 |
|            | 土曜1クラス   | 体操 13:30～受講 13:45～14:45 |
|            | 土曜2クラス   | 体操 14:30～受講 14:45～15:45 |
|            | 水曜 1クラス  | 受講 11:00～11:45          |
| ③ 育成クラス会員  | 土曜 1クラス  | 受講 9:00～ 9:45           |
|            | 火～金曜     | 体操 18:30～受講 18:40～19:30 |
|            | 土曜       | 体操 17:30～受講 17:40～18:30 |

- (3) 会員ならびに親権者は、各クラス開始時刻の30分前までは本施設に立ち入ることはできません。

- (4) 会員ならびに親権者は、各クラス終了時刻の30分後までに本施設より退出していただきます。

### 第3条(駐車場・駐輪場の利用)

- (1) 本クラブには会員専用の駐車場・駐輪場は附帯されておりません。したがって会員ならびに親権者は、会社が定める駐車場・駐輪場において、一定時間内に限り優待料金にて利用できるものとします。

- (2) 駐車場・駐輪場における会員・親権者・体験利用者・見学者または第三者に生じた人的・物的事故・盗難については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

- (3) 駐車場・駐輪場の混雑により駐車・駐輪がすみやかにできない場合や、これにより施設利用が遅れたり、利用できない事態が発生しても、会社は一切の責を負いません。

- (4) 違反駐車・駐輪については管理者により場外に強制撤去されることがあり、この際に破損・盗難などの被害が発生しても、会社は一切の責を負いません。

### 第4条(入場制限)

- (1) 予見ができない親権者の集中的な見学希望が発生し、施設内の安全・サービスの維持ができないと判断した場合、会社は営業時間内であっても親権者の見学を一時的に制限することができます。

- (2) 入場制限により、会社が別途有料にて提供する特別指導・講習に参加できなかった場合は、別途支払った参加費用については返金いたします。

### 第5条(入場禁止・退場)

会員ならびに親権者が以下の各号のいずれかに該当する場合、会社はその会員の本クラブへの入場禁止および退場を命ずることができます。

- ① 酒気を帯びているとき。
- ② 薬物を使用しているとき。
- ③ 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと従業員により判断されたとき。
- ④ 他の施設利用者に迷惑をかけると従業員より判断されたとき。
- ⑤ 正当な理由なく従業員の指示に従わないとき。
- ⑥ 諸会費を滞納されているとき。

### 第6条(非会員の施設利用・見学)

- (1) 本クラブは個人会員制のため、会員以外の方が本施設を利用することは原則としてありません。

- (2) ただし、会社が特定した期間中において本クラブへの入会を希望されている方は、本施設を体験利用していただくことがあります。

- (3) 本クラブへの入会を希望されている方について、会社は従業員の同伴を前提のうえで1回を限度として本施設の一部を見学していただくことがあります。

### 第7条(損害賠償)

- (1) 本施設にて、会員・親権者・体験利用者・見学者または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。ただし、会社の調査により会社に過失があると認められた場合には、会社は一定の補償をするものとします。

- (2) 本施設にて、会員・親権者・体験利用者・見学者が会社または第三者に人的・物的損害を与えた場合は、すみやかにその賠償の責に任ずるものとします。なお体験利用者が会員ならびに親権者と同伴していた場合には、会員ならびに親権者本人も連帯して賠償しなければなりません。

### 第8条(盗難)

- (1) 本施設にて、会員・親権者・体験利用者・見学者または第三者に生じた盗難については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

- (2) 本施設に設置されている更衣用ロッカー等についても、会員ならびに親権者本人の責任と負担によりこれを使用するものであり、本クラブの営業・非営業時を問わず収納物の盗難・毀損その他については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

- (3) 会員が会社の定める所定の方法により貴重品として会社に預けた物品について、本約款第9条に該当しない金品・物品等で、かつ会社の過失により盗難にあったことが会社の調査により明らかになった場合は、会社は一定の補償をするものとします。

## 第9条(貴重品他物品の預かり)

会員本人ならびに親権者が以下の各号のいずれかに該当する金品・物品等を持参してこれを会社に預けようとした場合、会社はその会員の預け入れ申し出をお断りいたします。

- ①50万円以上の現金(財布には入っている場合を含みます。)ならびに有価証券類
- ②50万円以上の時計・宝石・毛皮等の衣類
- ③ペット等の動物類
- ④食品類
- ⑤刀剣類等、所持していることが社会通念上非常識であると判断できる物品類
- ⑥更衣用ロッカーに収納できない寸法を有する荷物等で、会社が保管に責任を持ってないと判断した物
- ⑦その他、会社が所有する金庫にて安全に保管をすることが困難と判断される一切の物品類

## 第10条(紛失物・忘れ物・放置物)

- (1)本施設ならびに提携施設の利用に際して会員に生じた紛失については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
- (2)忘れ物・放置物については、会社は発見した日より原則として2週間保管し、その後は処分させていただきます。また、金品については発見した日に瑞江駅前交番に届け出るものとします。
- (3)忘れ物の引取りに際しては、会員ならびに親権者本人の所有物であることを確認するため、現有物と本人の申告内容を照合させていただきます。

## 2. 施設営業

### 第11条(営業時間・休館日)

- (1)本クラブの営業時間(各種手続受付時間)は、次のとおりとします。
  - ・火・水・木・金曜日 10:00~19:30
  - ・土曜日 9:00~18:30
- (2)本クラブの休館日は、次のとおりとします。
  - ・定休日 毎週日曜日・月曜日・祝祭日
  - ・特別休館日 夏季・冬季に各々7日間(設備改修および従業員研修のため)
  - ・年末年始休館日

### 第12条(営業時間等の変更・臨時休館等)

- (1)会社は、諸般の事情により営業時間・休館日等を変更する場合があります。
- (2)以下の各号のいずれかに該当する場合は、会社は本施設ならびに提携施設の全部または一部を臨時に休業あるいは営業時間の短縮や利用制限することがあります。
  - ①気象・災害状況等により危険が予期されるとき。
  - ②天災事変または突然の設備破損により営業が困難と判断したとき。
  - ③上記の事由に伴い従業員の確保が困難となり、本施設内の安全・サービスの維持ができないと判断したとき。
  - ④法令の制定改廃・行政指導等による本施設の改善を急遽おこなうとき。
- (3)営業時間・休館日の変更が事前に把握できる事由の場合は、会社は原則として1か月前までに本施設内にて会員に対しその旨を告示いたします。
- (4)前11条記載の休館日以外に本クラブを長期休業とする場合、諸会費については次のとおりとします。
  - ①月間4講習休業の場合(週2回コースは8講習)諸会費はいただきません。
  - ②月間3講習休業の場合(週2回コースは6講習)25%の金額をお支払いいただきます。
  - ③月間2講習休業の場合(週2回コースは4講習)50%の金額をお支払いいただきます。
  - ④月間1講習休業の場合(週2回コースは2講習)75%の金額をお支払いいただきます。

### 第13条(施設閉鎖および運営の廃止)

経営上の事情により運営が困難と会社が判断したときは、会社は本施設ならびに提携施設の全部または一部を閉鎖および運営を廃止することがあります。

### 第14条(クラブの閉業)

以下の各号のいずれかに該当する場合、会社は本クラブを閉業いたします。

- ①気象・災害、法令の制定改廃・行政指導等により本施設を閉鎖し、再度開業することが困難と判断した場合。
- ②経営上、本施設の営業継続が困難と判断した場合。

## 3. その他

### 第15条(約款の改定)

- (1)会社は必要と認めた場合、本約款の改定をおこなうことができます。
- (2)改定を実施した場合、会社は本施設内の所定の場所に1か月間掲示するとともに、全会員に対してすみやかに当該書類の交付をおこないます。
- (3)改定内容については、全会員に適用されるものとします。

### 附則

本約款は2008年3月25日より施行いたします。

2010年 4月1日改定

2011年 5月1日改定

2014年 4月1日改定

2019年 1月1日改定

2019年 10月1日改定

以上